

商法総則・商行為法Ⅰ 期末試験

*注意：

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

〔第1問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号1の解答マーク欄にマークせよ）

商法という語には、ふたつの意味がある。ひとつは商法という名の法律を指す場合であり、もうひとつは商法という法分野を指す場合である。このうち、法分野を指す意味での商法を（ア）という。（ア）には、商法という名の法律のほか、たとえば、（イ）も含まれる。（ア）の性質について、現在の通説は、（ア）とは（ウ）を対象とする法分野であるとする。

1. ア＝実質的意義の商法、イ＝労働基準法、ウ＝商人
2. ア＝実質的意義の商法、イ＝手形法、ウ＝企業
3. ア＝実質的意義の商法、イ＝小切手法、ウ＝商人
4. ア＝形式的意義の商法、イ＝労働契約法、ウ＝企業
5. ア＝形式的意義の商法、イ＝保険法、ウ＝商人
6. ア＝形式的意義の商法、イ＝会社法、ウ＝企業

〔第2問〕（配点：5点）

商法が定める商人概念に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

ア) 商法4条1項によれば、商人とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

- イ) 商法 4 条 1 項にいう「業とする」とは、営利を目的として反復継続して行うことをいう。また、ここでいう「営利」とは、利益を構成員に分配することをいう。
- ウ) 最高裁の判例によれば、信用協同組合は、原則として商法上の商人に該当しない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

商法 503 条 1 項によれば、商法がその営業のためにする行為は、商行為とするものとされる。このような商行為のことを、（ア）という。最高裁の判例によれば、会社は商法上の商人に（イ）、商法 503 条 2 項から、その行為は（ウ）される。

1. ア＝営業的商行為、イ＝該当せず、ウ＝商行為とするものと
2. ア＝営業的商行為、イ＝該当せず、ウ＝その事業のためにするものと推定
3. ア＝営業的商行為、イ＝該当し、ウ＝商行為とするものと
4. ア＝附属的商行為、イ＝該当せず、ウ＝その事業のためにするものと推定
5. ア＝附属的商行為、イ＝該当し、ウ＝商行為とするものと
6. ア＝附属的商行為、イ＝該当し、ウ＝その事業のためにするものと推定

〔第4問〕（配点：5点）

支配人および代理商に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
- イ) 商法 21 条 2 項は「支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。」と定めるが、ここでいう「他の使用人」には他の支配人を含まない。
- ウ) 代理商が自ら営業を行うためには、商人の許可を受けなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

次に掲げる商法の規定に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

商法 24 条 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

- ア) 使用人が「支店長」を自称しているが商人がそれを知らない場合にも、同条にいう「名称を付した」に該当する。
- イ) 最高裁の判例によれば、「支店長代理」という名称は、同条にいう「営業の主任者であることを示す名称」といえる。
- ウ) 最高裁の判例によれば、同条にいう「営業所」は、営業所としての実質を備えていなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

商業登記に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商業登記の申請を受けた登記官には形式的審査権限しかないとするのが通説・登記実務である。
- イ) 不実登記の効力について定める商法 9 条 2 項および会社法 908 条 2 項は、登記官の過誤による登記についても適用される。
- ウ) 最高裁の判例によれば、株式会社の取締役を辞任した者が、当該株式会社が辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき、黙示的に承諾していた場合にも、会社法 908 条 2 項が類推適用される。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

次に掲げる商法の規定に関連するア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

商法9条1項 この編の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

- ア) 同条後段の定める商業登記の効力を、一般に、「消極的公示力」という。
- イ) 同条前段の定め趣旨は、取引の安全を図り、登記義務の履行を確保することにある。
- ウ) 最高裁の判例によれば、株式会社の代表取締役が退任し、そのことについて変更登記がなされた後は、表見代表取締役に関する会社法354条は適用されるが、代理権消滅後の表見代理に関する民法112条は適用されない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

商号に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社は、複数の事業を営む場合、1個の事業について1個の商号を用いることができる。
- イ) 会社でない者は、その名称または商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- ウ) 会社が商号を任意に登記できるのに対して、会社以外の商人は商号を登記しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第9問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

商法12条からすれば、何人も、不正の目的をもって、（ア）商号を使用してはならない。不正競争防止法2条1項1号からすれば、（イ）商号を使用し、他人の営業と混同を生じさせる行為は、不正競争とされる。同条1項2号からすれば、（ウ）商号を使用する行為は、不正競争とされる。

1. ア＝他人の著名な商号と同一の
イ＝他の商人であると誤認されるおそれのある
ウ＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
2. ア＝他人の著名な商号と同一の
イ＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
ウ＝他の商人であると誤認されるおそれのある
3. ア＝他の商人であると誤認されるおそれのある
イ＝他人の著名な商号と同一の
ウ＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
4. ア＝他の商人であると誤認されるおそれのある
イ＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
ウ＝他人の著名な商号と同一の
5. ア＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
イ＝他人の著名な商号と同一の
ウ＝他の商人であると誤認されるおそれのある
6. ア＝他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一の
イ＝他の商人であると誤認されるおそれのある
ウ＝他人の著名な商号と同一の

〔第10問〕（配点：5点）

次に掲げる商法の規定に関連するア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

商法14条 自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

- ア) 最高裁の判例によれば、同条は取引的不法行為には適用されない。
- イ) 最高裁の判例によれば、同条にいう「許諾」は明示のものに限られる。
- ウ) 最高裁の判例によれば、同条の責任が生じるためには、特段の事情のないかぎり、同条の許諾を受けた者の営業がその許諾をした者の営業と同種の営業であることを要する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

営業譲渡に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁の判例によれば、商法15条以下にいう営業の譲渡とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の譲渡をいう。
- イ) 商法16条によれば、営業を譲渡した商人は、別段の意思表示がない限り、一定期間は競業禁止義務を負う。この期間は特約で伸長できるが、その年数には限度がある。
- ウ) 商人の商号は、営業を廃止しない場合にも、営業とは別に譲渡することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

営業の譲渡人の債権者の保護に関する商法の規定に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 商法17条1項によれば、営業の譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う。同項の文言上、債権者の善意は要件とされていない。
- イ) 最高裁の判例は、営業の譲渡人の商号が「有限会社米安商店」、譲受人の商号が「合資会社新米安商店」という事案が、商法17条1項にいう「商号を引き続き使用する場合」にあたるとした。
- ウ) 商法18条1項によれば、営業の譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる。最高裁の判例は、同項にいう広告をしたというためには、広告の中に「債務引受」の文字が用いられていなければならないとした。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

II. 次の文章を読み、問いに答えよ。

消費者契約法（この文章および以下の問いにおいて、「消費者契約法」には、「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成28年法律第61号）によって改正された後のルールを含むものとする）は、（A）消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しに関するルールを定める。たとえば、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、「当該事業者に対し、当該消費者が、（ア）から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しない」という行為をしたことにより（イ）し、それによって当該消費者契約の申込みの意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。次の事例では、このルールによる意思表示の取消しが（ウ）。

事例：Aさんは、自宅を訪ねてきた販売員から、夜の12時まで学習教材の購入を勧められた。Aさんが「子供が寝ているので帰ってください」と言っても販売員は帰ろうとしないため、戸惑ったAさんは仕方なく教材を購入する契約の申込みをした。

消費者契約法はまた、消費者契約の条項の無効に関するルールを定める。たとえば、消費者契約法 9 条柱書および 1 号は、次のように定める。

消費者契約法 9 条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

この規定による契約条項の無効が問題となった著名な事例が、(B) 学納金返還訴訟である。

さらに、消費者契約法 10 条は、無効な契約条項に関する一般条項ともいえる規定である。建物の賃貸借契約における更新料条項が同条によって無効であるかが問題となった最高裁の判例では、更新料条項は、任意規定の適用による場合に比し、消費者である借入人の義務を（エ）、（オ）更新料条項は、（カ）などの特段の事情がないかぎり、同条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないとした。

〔第 13 問〕（配点：5 点）

下線部（A）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 13 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 「英会話学校の勧誘を受けた際に、講師が全員アメリカ人であると聞いていたのに実際にあつた講師はカナダ人だつた」という事例では、事実と異なることを告げられているわけではないので、消費者契約法にもとづく取消しはできない。
- イ) 「独り暮らしをしている老人が呉服店で店員の勧めのままに着物を 100 着購入する契約を締結し、その購入代金は老後の生活に充てるための貯金をほとんど使い果たしてしまうほどであつた」という事例では、消費者契約法にもとづく取消しができる。
- ウ) 消費者契約法にもとづく取消しの権利行使期間は、民法上の取消権の行使期間よりも短い。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

1. ア＝その住居、イ＝困惑、ウ＝できる
2. ア＝その住居、イ＝誤認、ウ＝できる
3. ア＝その住居、イ＝困惑、ウ＝できない
4. ア＝当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所、イ＝誤認、ウ＝できない
5. ア＝当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所、イ＝困惑、ウ＝できない
6. ア＝当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所、イ＝誤認、ウ＝できる

〔第15問〕（配点：5点）

下線部（B）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）最高裁の判例は、授業料の不返還特約について、在学契約の解除の意思表示が3月31日より後にされた場合には、原則として、不返還特約はすべて有効になるとした。
- イ）最高裁の判例は、入学金は、学生が大学に入学しうる地位を取得する対価の性質を有するとした。
- ウ）最高裁の判例は、入学料の不返還特約について、在学契約の解除の意思表示が3月31日までにされた場合には、原則として、不返還特約はすべて無効になるとした。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

空欄エ～カに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

1. エ＝加重するものに当たらず、オ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載されたカ＝更新料の額が高額に過ぎる

2. エ＝加重するものに当たらず、オ＝更新料の額が高額に過ぎる
カ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
3. エ＝加重するものに当たるが、オ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
カ＝更新料の額が高額に過ぎる
4. エ＝加重するものに当たるが、オ＝更新料の額が高額に過ぎる
カ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
5. エ＝軽減するものに当たるが、オ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された
カ＝更新料の額が高額に過ぎる
6. エ＝軽減するものに当たるが、オ＝更新料の額が高額に過ぎる
カ＝賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第17問〕（配点：5点）

次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律により、インターネット販売等の電子消費者契約については、原則として、（ア）が適用されない。ただし、事業者が（イ）場合はこの限りでない。インターネット販売は、特定商取引に関する法律（特定商取引法）によれば、（ウ）にあたる。

1. ア＝心裡留保に関する民法93条ただし書
イ＝意思の有無について確認を求める措置を講じた、ウ＝訪問販売
2. ア＝心裡留保に関する民法93条ただし書
イ＝返品についての特約を表示した、ウ＝訪問販売
3. ア＝心裡留保に関する民法93条ただし書
イ＝意思の有無について確認を求める措置を講じた、ウ＝電話勧誘販売
4. ア＝錯誤に関する民法95条ただし書
イ＝返品についての特約を表示した、ウ＝電話勧誘販売
5. ア＝錯誤に関する民法95条ただし書
イ＝意思の有無について確認を求める措置を講じた、ウ＝通信販売
6. ア＝錯誤に関する民法95条ただし書
イ＝返品についての特約を表示した、ウ＝通信販売

〔第18問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）が定める訪問販売に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）販売業者が営業所以外の場所で呼び止めて営業所に同行させた者から営業所で申込みを受けて行う商品の販売は、営業所で申込みを受けるものであるため、訪問販売にあたらぬ。
- イ）訪問販売については、クーリング・オフが認められる。クーリング・オフとは、勧誘の際に不実告知が行われた場合に、申込者は申込みの撤回ができるという制度である。
- ウ）クーリング・オフの権利行使は、書面で行わなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

特定商取引に関する法律（特定商取引法）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）特定継続的役務提供については、クーリング・オフ期間の経過後も、将来に向かって契約の解除を行うことができる。
- イ）電話勧誘販売については、クーリング・オフは認められない。
- ウ）業務提供誘引販売取引についてのクーリング・オフ期間は、訪問販売の場合よりも長い。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

割賦販売法に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけを挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 割賦販売法が定める「割賦販売」の定義において、契約の対象は指定商品・指定権利・指定役務に限られる。
- イ) 割賦販売法が定める「包括信用購入あっせん」においては、販売業者（加盟店）が購入者に信用を供与する。
- ウ) 割賦販売法が定める「包括信用購入あっせん」において、購入者は、信用購入あっせん業者に対して生じている事由をもって、販売業者（加盟店）に対抗することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 2 [第2問] 6 [第3問] 6 [第4問] 4 [第5問] 3
[第6問] 1 [第7問] 5 [第8問] 2 [第9問] 4 [第10問] 3
[第11問] 4 [第12問] 1 [第13問] 5 [第14問] 1 [第15問] 4
[第16問] 3 [第17問] 5 [第18問] 3 [第19問] 6 [第20問] 1